

# 10月の特定健診は**完全予約制**で実施します

～予約申込は10月3日(月)から～

申込・問合せ先 市民保健課健康づくり係 (窓口⑤) ☎22217



## 特定健診日程表

月 日	会 場
10月24日(月)	賀茂医師会館
10月25日(火)	市民文化会館
10月26日(水)	
10月27日(木)	賀茂医師会館

定 員	賀茂医師会館 50名 市民文化会館 100名
-----	---------------------------

## 対象者・料金

- ・40歳以上で国民健康保険加入者 1,000円
- ・後期高齢者医療保険加入者 500円

※今年度、既に特定健診を受診された方、人間ドックの助成を受けた方は対象外となります。

**受付時間** 13時から15時までの20分間隔でご予約を承ります。

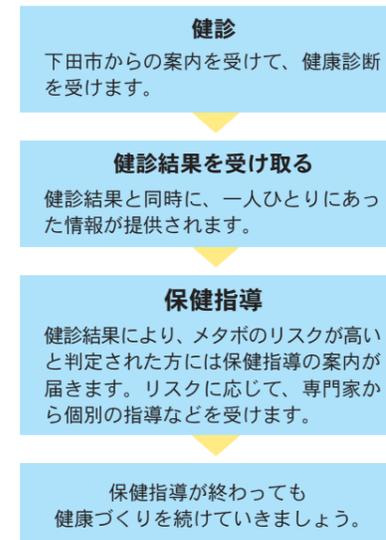
**持ち物** 保険証・料金・尿容器・受診券・質問票

※尿容器、受診券、質問票については5月に対象者へ送付済です。

**その他** 大腸がん検診、肺がん検診も同時に実施しています。

(この2つの検診は予約不要ですが、問診票が無い方は申込みが必要です。)

## 特定健診・特定保健指導の流れ



## 毎年受けよう特定健診！！

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、心臓病などの深刻な病気を引き起こします。そうなると、通院や入院などによる医療費の支出が増えるばかりではなく、病気により仕事を辞めざるを得なくなった場合等、家計にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

特定健診を毎年受けることにより、健康管理に重要な情報が得られるとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防することができれば、家庭の医療費の支出を抑えられるだけでなく、国保が負担する医療費も削減できます。下田市では健診未受診者の方を抽出して、電話による受診勧奨事業を行っております。これまで特定健診を受けたことがある人はもちろん、これまで一度も受けたことがない人も、毎年特定健診を受けて健康生活を目指しませんか。



## 平成28年度 臨時福祉給付金等について

### 臨時福祉給付金



平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものです。

### 支給対象者

- ①平成28年1月1日において、下田市に住民票がある方で、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方
- ただし、左記の条件に該当する方は支給対象外です。
- ②支給対象者を扶養している方が平成28年度分の住民税を課税されている場合
- ③生活保護制度の被保護者となっている場合
- ④中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合

④国立ハンセン病療養所等入所者給与金の受給者である場合

### 申請方法

対象と思われる方には、8月末に市からお知らせと申請書類等を郵送しています。書類が届きましたら、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または窓口で12月1日(木)までに請求手続きをお願いします。

### 必要書類

- ①記入押印いただいた申請書
- ②申請者の方と、給付金をもらう方全員(代理の場合は代理人を含む)の公的身分証明書(※)のコピー
- ③申請書に記入いただいた、振込口座の通帳のコピー(口座は、世帯の代表申請者のものをお願いします。)
- ※公的身分証明書とは「運転免許証」や「各種健康保険証」等になります。外国人の方は「在留カード・特別永住者証明書」のコピーが必要です。

### 支給額

支給対象者1人につき

3,000円

### 受付期間

9月1日(木)～12月1日(木) 9時～17時

※土日祝日を除く

※郵送の場合当日消印有効

**受付会場** 市民保健課市民係(窓口②) 前ロビー

### 支給開始時期

平成28年10月中旬より支給開始予定

※受付完了から支給までは、1か月～1か月半程度かかります。

### 障害・遺族年金 受給者向け給付金



「二億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない方々を支援し、個人消費の下支え

を行うために支給する給付金です。

### 支給対象者

平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給される方

なお、「高齢者向け給付金」を受給された方は対象外となります。

### 申請方法

対象と思われる方には、8月末に市からお知らせと申請書類等を郵送しています(臨時福祉給付金の申請書に同封されています)。

書類が届きましたら、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または窓口で12月1日(木)までに請求手続きをお願いします。

### 必要書類

- ①記入押印いただいた申請書
- ②申請者の方と、給付金をもらう方全員(代理の場合は代理人を含む)の公的身分証明書(※)のコピー
- ③申請書に記入いただいた、振込口座の通帳のコピー(口座は、世帯の代表申請者のものをお願いします。)
- ※公的身分証明書とは「運転免許証」や「各種健康保険証」等になります。

## 10月1日から 国民健康保険証が変わります

問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922

### 今度の保険証はウグイス色です

国民健康保険被保険者証	有効期限 平成29年 9月30日	記号番号 1234567
氏名	シモダ タロウ 下田 太郎	性別 男
生年月日	昭和47年 1月 1日	資格取得日 昭和47年 1月 1日
交付年月日	平成28年 10月 1日	世帯主氏名 下田 太郎
住所	下田市東本郷一丁目5番18号	
保険者番号	220194	保険者名 下田市

新しい保険証はウグイス色で9月中旬に郵便でお届けします。有効期限の過ぎた古い保険証(藤色)は細かく裁断し、破棄してください。(10月1日からは使用できません。)

### 保険証が届いたら、次のことを確認してください

- ・他の健康保険証と重複している方はいませんか
- ・加入者に漏れはありませんか
- ・転居・転出など住所を異動した方はいませんか
- ・学生用の保険証が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在在学中でない方はいませんか

上記のいずれかに該当する場合は届出が必要になりますので、市民保健課国保年金係(窓口③)で手続きをしてください。

※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課収納係(窓口⑦)で更新させていただく場合があります。

### 支給額

支給対象者1人につき

30,000円

※受付期間・受付会場・支給開始時期につきましては、臨時福祉給付金と同じになります。

### 厚生労働省の給付金相談窓口(専用ダイヤル)

☎0570037192 9時～16時(土日祝日は除く)

### 臨時福祉給付金等に関する詐欺にご注意ください!!

ご自宅や職場などに市や厚生労働省などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、福祉事務所社会福祉係や最寄りの警察署(または警察相談専用電話)にご連絡ください。

### 連絡先

福祉事務所社会福祉係 (窓口⑥) ☎22216  
下田警察署 ☎270110  
警察相談専用電話 #9110